

個人情報の第三者への提供に対する「黙示の同意」について

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当健康保険組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、個人情報の通常必要な利用目的のうち、被保険者等（加入者）にとって利益となるもの、又は事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等にとって合理的であるとはいえないものについてはあらかじめ公表しておき、被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「黙示の同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。当健康保険組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものといいたします。

記

1. 医療費通知を世帯ごとにまとめて事業主経由で送付すること。
2. 資格情報のお知らせ、資格確認書を世帯ごとにまとめて事業主経由で配布すること。

上記取り扱いに同意できない被保険者等（加入者）は、同意できない理由等を文書に記載し、当健康保険組合に申し出てください。

連絡先：群馬県農業団体健康保険組合

〒379-2147

群馬県前橋市亀里町1310番地

TEL 027-220-2170